

建造物研究室 建築

法隆寺東室の間取

先に元興寺極樂房の解体修理工事に当つて、奈良県教育委員会に協力して調査を行い、その結果は学報第4「奈良時代僧房の研究」として報告したが、今回同じく僧の住いである法隆寺東室が解体修理される機会に、再び県教育委員会と協同して調査を行なつた。工事は最近ようやく再建組立にかかつた処で、現在なお調査の結果を検討中であつて、詳細は後日工事報告書にまとめられる予定であるが、ここではその概要を報告しておきたい。

東室は云うまでもなく、いわゆる三面僧房の一つで、天平の資財帳にある僧房四口の中の一つ、長175尺・広38尺とあるものに当るらしく、南北に細長い切妻造りの建物である。その沿革については、別当記によれば12世紀の初頭一たん顛倒して保安2年に再建され、その際南端三房分を堂に改めて聖靈院としている。その後13世紀の中頃寛元4年（寛元記）、14世紀中葉永和3年（発見書）にそれぞれ修理が行なわれ、下つて慶長年間に法隆寺内の他の建物と同様相当大規模な修理を受けた。現在見られる建物の外観はほぼこの時のもので、さらにその後建具、内部間取等が何回か変更されているのである。したがつて修理前にはこの建物がどの程度創建、もしくは保安再建時の面影を伝えているのか全く不明であつて、散見された古材も或は寺内の他の建物から

の寄集めではないかと思われた程であつた。

調査は困難を極めたが、少しずつ建物の歴史が解明されて行つた。まず軸部については柱・桁・梁・棟木・檼等に創建時の材を残している事が明らかになつて当時の構造の主要を知ることができた。すなわち軸部は斗拱を用いず、丸柱頂に直接幅広の桁をのせ、桁上に相欠にした大梁（身舎）及び繫梁（^{ツナギ}庇）で梁行をつなぎ、一軒の丸極をかけた簡明なものである。古い形式を伝える神社建築や、古文書等で知られる奈良時代の住宅の構造形式がこれと全く等しいのはすぐ気付くことで、法隆寺のような大寺の伽藍内でも僧房には堂・塔と異つた、かような手法が行なわれている点は注意する必要がある。

ところで僧房としての特別な構法はその間取に関連して棟通りの柱及び大梁の配置にある。普通の堂ならば棟通りの柱は両端の妻にだけあつて、内部には建たないのであるが、この場合には一間おきに入る。そして大梁も中柱のある上にかかるのは陸梁で、中柱のないところに虹梁が配され、陸梁の上はサス組、虹梁上は束で棟木を支える構造である。桁行の柱間寸尺は不同があるが、大体10尺程、身舎の梁間は約20尺であるから、上のように柱・梁を配置すると約方20尺の部屋がとれ、それに前後の庇（梁間約8.5尺）がついたものが一単位になる。即ち

法隆寺東室間取復原図

創建当初

保安二年再建後

寛元四年修理後

水和一年修理後

間取力
①
間取力

元興寺極樂房間取復原図

創建当初

鎌倉時代初期再建後

法隆寺西室間取復原図

寛喜二年再建後

法隆寺東室の間取

僧房の間取変遷比較図

桁行の柱間二間（桁行約20尺・梁間37尺）が一房分で、このことは古今目録抄に「東室へ九房ナリ・一房二間宛ナリ」とあるに相応するが、それが大梁、小屋組にまで現われているのである。この単位房が連続して並んで細長い建物を形造るわけである。なお方20尺の身舎には梁上に天井を張つて、住居らしさを現わしているが、庇は極をそのまま見せている。

次に間取の細部の調査にかかったが、ここでは前記の構造とは比較にならぬ程の困難にぶつかった。というのは、①間仕切が少い処で4回、多い処では8回位変更されて、それらの痕跡が重なり合っている。②永和・慶長の改修に当つて貫を通したり、引違戸を用いた処では戸当りのために丸柱面を削つて角柱にしたりして、旧痕跡を失つた部分が多い。③残存している間仕切痕跡でも普通の堂のように全体にまとまつた仕事ではなく、各房、或は各間単位に行われているため、時代の判別が困難である。④細部についても、例えば創建当初の戸口は長押を用いないため柱に何等の痕跡を残さない方式であつたり、当初の壁と保安の壁とが非常によく似ていたりした。⑤更に問題はこれ等の柱の組合せである。柱は勿論全部残っているわけではなく、当初のものは約1/4程で、而もこれとても数回にわたる改修で、旧位置から動かされているものが多い。前述したように創建時には一応整つた

としても、後世各房夫々に間仕切の変更があるので、僧房全体としての間取の変遷を追うには資料の絶対数が不足であり、適当に組合せて考えると、復原された間取は確実性が薄くなってしまう。等々の悪条件が積み重なっていたからである。そこで割合残存状態の良い北から二及び三房に主力を注ぎ、創建以来動いていないと思われる柱を中心に調査すること三ヶ月余り、ようやく復原し得たのが図に示す如き間取の変遷である。したがってこれは東室内の一部の房についての復原であるが、他の部分も少くとも外観はこれと同形式であることがたしかめられるので、標準的なものとして誤りはない。

すなわち、まず創建時のものについては、一房が柱間二間から成立つことは前に述べたが、そこには厚い壁がきて完全に隣の房と遮断される。中央の身舎は前後を壁と戸口で囲まれて畳20帖敷程の広間となる。廻廊に面した方の前底は開放、もしくはそれに近い空間となり背面の庇には小部屋が作られている。床を張った痕跡はなく、土間か、こらばし根太程度のものであつたらしい。次に保安再建に当つて大きな変化があつたのは、元の一房を棟通りで仕切つて二房に分けたことである。広間の中央に細い小柱を立て、これを中心に小部屋を作り、元の背面の小部屋のある構を正面にももつてきた。この際に床を張り、上下長押を用いて外観を整えている。「寛元」の平面が保安の改造であることは図を見ただけで明瞭である。なお「永和」には、外観を寛喜3年に再建された同じ法隆寺の西室にならつて、扉と連子窓を交互に置いて整備することに務めてはいるが、内部間取には一貫したものはない。「寛元」と同様に一房が四つの小部屋から成立つもの

と、梁行の二間を通して細長い部屋をもつたものがあり、秘密経蔵と呼ばれるような物置の部分も現われている。それでもまだこの段階では僧房といえるが、慶長以降では集会所と物置になつてしまうのである。

以上簡単に述べた間取は先の元興寺の僧房と比べ、これは二間一房制、かれは三間一房制で、一見大きな差がありそうなのに間取の性格は全く等しく、中央で分割されて行く変遷の仕方やその時期まで似ている点はまことに面白い。更にその一端が聖靈院、あるいは曼陀羅堂として堂化する形が、ひとしく平安時代の末頃に現われることも、僧房全体としての発展を考える上に見逃し得ない事柄であろう。

最後に直接この復原と関係ない発見物の中、興味あるものをあげておくと、古材の柱、凝灰岩の礎石、及び校倉関係の古材等である。先に間取の処では余り繁雑になるのでふれなかつたが、創建以来の柱と思われるものに東室よりも更に古い痕跡をもつたものがある。また現在使用されていた凝灰岩の礎石も円形造り出しをもつた立派なもので、この建物以前に一度使用されているのである。この柱と礎石とが一連の東室創建以前の建物の名残であるとする、当然飛鳥時代創立の伽藍との関連も考えられるわけであるが、これだけではその建物の形を推定することも出来ない。校倉もまた大きさを定め得なかつた。

比較の便宜のために元興寺僧房の間取の変遷、及び法隆寺西室の間取復原図を示した。前者については冒頭に記した学報、及び建築学会研究報告33号「元興寺北室の間取の変遷」を参照していただきたい。後者は今回の調査と平行しておこなつたもので、東室の永和の平面を考えるに当つて非常に参考になつた。他日その詳細を報告したいと考えている。(鈴木嘉吉)